

令和5年度 一般廃棄物収集運搬業研修会

～一般廃棄物収集運搬業許可更新等の
申請時における注意点～

資源循環局事業系廃棄物対策課

令和5年12月21日

目次

- 1 許可更新時の注意点について
- 2 変更届出時の注意点について
- 3 変更申出時の注意点について
- 4 事業実績報告書等について
- 5 その他伝達事項



1 許可更新時の注意点について

- (1) 許可更新申請に必要な資料について
- (2) 許可更新添付資料の注意点について
- (3) 許可更新申請時期について
- (4) 許可更新申請方法について

1 - (1) 許可更新申請に必要な資料について

一般廃棄物収集運搬業は、廃棄物処理法に基づく許可です

▷ 廃棄物処理法第7条第1項関係

一般廃棄物の収集運搬を業として行うには、市町村から許可を受ける必要があります。

〈参考〉なぜ許可制なのか

廃棄物は不要になったものであることから、占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われる恐れがあるため
⇒許可業者は、許可基準等を遵守していく必要があります

1-(1)許可更新申請に必要な資料について

許可（更新）申請があった際には、次の基準を審査しています

▷廃棄物処理法第7条第5項

【基準1】

市町村による一般廃棄物の収集運搬が困難であること

⇒事業系一般廃棄物等、本市で収集困難な廃棄物を取り扱う

【基準2】

申請内容が一般廃棄物処理計画に適合していること

⇒本市「一般廃棄物処理実施計画」において、事業系一般廃棄物等は一般廃棄物収集運搬業者が扱うこととなっている

1 - (1) 許可更新申請に必要な資料について

【基準 3】

事業の用に供する施設、申請者の能力が事業を的確に、かつ継続的に行うに足るものとして環境省令※で定める基準に適合していること

※廃棄物処理法施行規則第2条の2 関係

- ・一般廃棄物が飛散、流出し、及び悪臭が漏れるおそれのない運搬車等を有すること
- ・一般廃棄物の収集運搬を的確に行うに足る知識・技能を有すること
- ・一般廃棄物の収集運搬を的確に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すること

【基準 4】

欠格要件に該当しないこと

⇒法人や役員等の犯歴などを調査

1-(1)許可更新申請に必要な資料について

共通

▷横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第21、22条

【第18号様式】 2年前と同様の書式です

ホームページでは公開していません

一般廃棄物収集運搬業（許可／許可更新／変更許可）申請書

⇒作成時のポイント

- ・ 許可申請：廃掃法第7条第1項
- ・ 許可更新申請：廃掃法第7条第1項
- ・ 変更許可申請：廃掃法第7条の2第1項
- ・ 2 事業の概要 従業員数欄
全従業員数（内 一廃に携わる従業員数）

第18号様式 一廃収運許可等申請書

第18号様式（第21条及び第22条）

共通

一般廃棄物収集運搬業
 一般廃棄物処分業

許 可
 許可更新 申請書
 変更許可

令和5年12月21日

横浜市長

住 所 横浜市中区本町六丁目50番10号 23階
 氏 名 株式会社事廃対策
 横浜 花子
 （法人の場合は、名称・代表者の氏名）
 電 話 045(871)2511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条・第7条の2第1項の規定により
 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請理由

2 事業の概要

営業所の所在地及び名称		電話 () ()	
		FAX () ()	
事業の範囲	収集、運搬及び処分の別	・収集・運搬（保管・積替えを（ 除く ・ 含む ）） ・処分（ ）	
	取扱廃棄物の種類	ごみ・し尿・浄化槽汚泥・その他（ ）	
車両、船舶その他の運搬施設		合計台数	
		積載重量計容量	
処 理 施 設	種類		
	数量		
	設置場所		
	処理能力		
	処理方式		
	構造		
上記以外の施設及び設備			
		従業員数	
		収集事業所数	
収集量（t/月）			

新規許可凍結のため非公開

1-(1)許可更新申請に必要な資料について

▷一般廃棄物処理業許可基準等要綱第6条第1項第1号

【様式1の1】

事業計画書（総括表）

【様式1の2】

事業計画書（個別表）

⇒作成時のポイント

- ・新様式をご活用ください（令和4年9月～）
- ・処理料金欄には1箇月の売上概算金額を記載してください
処理量 × ￥13/kg ではありません

1-(1)許可更新申請に必要な資料について

浄化槽

▷横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第5条第1項第1号

【第1号様式】

事業計画書

⇒作成時のポイント

- ・前年度分の浄化槽清掃等実績表を元に集計してください
浄化槽清掃業務実績報告書
地下排水槽等清掃業務実績報告書

第1号様式 事業計画書

浄化槽

第1号様式

事業計画書

清掃場所	清掃予定 浄化槽等基数（基）	清掃予定 汚泥量（kL）	汚泥の処理	
			収集運搬	搬入先等
鶴見区				
神奈川区				
西区				
中区				
南区				
港南区				
保土ヶ谷区				
旭区				
磯子区				
金沢区				
港北区				
緑区				
青葉区				
都筑区				
戸塚区				
栄区				
泉区				
瀬谷区				
計				

(A4)

1-(1)許可更新申請に必要な資料について

▷一般廃棄物処理業許可基準等要綱第6条第1項第2号
欠格事項に該当しない旨を証する書類

▷横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第5条第1項第3号

【様式3】誓約書

【第2号様式】誓約書

⇒作成時のポイント

- ・代表者印は不要です
- ・交付日が申請日以前3か月以内の「住民票の写し（原本）」の添付が必要です（本籍必要、マイナンバー不要）
- ・役員のみのお情報をご用意ください
- ・交付日が申請日以前3か月以内の「登記されていないことの証明書」の添付が必要です

様式3 誓約書/第2号様式 誓約書

共通

様式3 (第6条)

第2号様式

誓約書

誓約書

年 月 日

横浜市 長

横浜市 長

住 所 (所在地) _____

住 所 (所在地) _____

名 称 _____

名 称 _____

(法人にあつては、名称、代表者の氏名)

浄化槽法第36条第2号イからニまで及びへからチまでに該当していないことを確認のうえ誓約します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当していないことを確認のうえ誓約します。

役職者氏名 (ふりがな)	役 職 名	住 所
共通		

(注) 役職者には代表者、監査役を含む。

役職者氏名 (ふりがな)	役 職 名	住 所
浄化槽		

(注) 役職者には代表者、監査役を含む。

(A4)

1-(1)許可更新申請に必要な資料について

- ▷横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第5条第1項第3号
- ▷横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第5条第1項第4号

【第3号様式】 保有器材表

⇒作成時のポイント

- ・保有器材名と数量を適宜追加してください

【第4号様式】 浄化槽汚泥等搬入計画書

⇒作成時のポイント

- ・「搬入予定汚泥量」は第1号様式事業計画書の「清掃予定汚泥量」と同数を記載してください

第3号様式 保有機材表/第4号様式 浄化槽汚泥等搬入計画書



第3号様式

保有機材表

品名	数量	品名	数量
スカム圧測定器具			
汚泥圧測定器具			
自吸式ポンプ (バキューム車)			
温度計			
投資時計			
水素イオン濃度 指数測定器具			
汚泥沈殿試験器具			
パイプ掃除器具			
スロット掃除器具			
炉小洗浄器具			
碎石洗浄器具			
ホース			
マンホール蓋あげ器具			

(A4)

第4号様式

浄化槽汚泥等搬入計画書

搬入予定台数 (台/年)	搬入予定汚泥量 (kL/年)

内訳

汚泥の種類	汚泥量 (kL/年)
合計	

(A4)

1-(1)許可更新申請に必要な資料について

▷一般廃棄物処理業許可基準等要綱第6条第1項第3号
事業開始資金及びその調達に係る書類

- ・直近3か年の法人税の納税証明書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書並びに個別注記表を添付してください

【様式4】事業開始資金調書←今回は提出不要

【様式5】資産等調書←今回は提出不要

1-(1)許可更新申請に必要な資料について

共通

▷一般廃棄物処理業許可基準等要綱第6条第1項第4号

▷横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第5条第1項第5号

【様式6】 従業員名簿

【第5号様式】 従業員名簿

⇒作成時のポイント

- ・一般廃棄物の処理に従事する従業員を明示してください
- ・浄化槽等清掃業務に従事する従業員を明示してください
- ・いつ時点の情報であるのか、日付を記載してください

様式6 従業員名簿/第5号様式 従業員名簿

共通

様式6 (第6条)

従業員名簿

年 月 日現在 許可No. () 業者名 ()

No.	氏名 (雇入年月日)	職種	資格・免許等	備考
1	(. .)			
2	(. .)			
3	(. .)			
4	(. .)			
5	(. .)			
6	(. .)			
7	(. .)			
8	(. .)	一廃		
9	(. .)			
10	(. .)			
11	(. .)			
12	(. .)			
13	(. .)			
14	(. .)			
15	(. .)			
16	(. .)			
17	(. .)			

(注) 従業員のうち、当該業務に従事する者を記入すること。

第5号様式

従業員名簿

年 月 日現在 許可No. () 業者名 ()

No.	氏名 (雇入年月日)	職種	資格・免許等	備考
1	()			
2	()			
3	()			
4	()			
5	()			
6	()			
7	()			
8	()	浄化槽		
9	()			
10	()			
11	()			
12	()			
13	()			
14	()			
15	()			
16	()			
17	()			

(注) 従業員のうち、当該業務に従事する者を記入すること

1-(1)許可更新申請に必要な資料について

浄化槽

▷横浜市浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱第5条第1項第8号

浄化槽に係わる資格取得の状況についての調査表

⇒作成時のポイント

- ・調査表に必要事項を記入し、関連する修了証書の写しを添付してください

資格取得の状況についての調査票

浄化槽に係わる資格取得の状況についての調査票

1 環境大臣・厚生大臣の浄化槽清掃に関する講習会

次のア・イどちらかに○をしてください。

ア 講習会を受講したことがある

氏名	修了証番号	修了年月日

イ 講習会を受講していない

2 その他

浄化槽に関する講習会を受講し、資格を有する（浄化槽管理士・技術管理者等）方がいる場合、修了証書の写しを添付してください。

氏名	資格の種類	修了証番号	修了年月日

1-(1)許可更新申請に必要な資料について

共通

▷一般廃棄物処理業許可基準等要綱第6条第1項第5号
市内の主たる事務所及び他の事務所に係る書類

【様式7の1】

事務所一覧←事務所を2箇所以上有する場合

【様式7の2】

事務所の概要及び案内図←必須

⇒作成時のポイント

- ・案内図が既定の枠内に収まらない場合は「別紙参照」とし、別途分かり易い地図を添付してください
- ・事務所の写真（外観及び内部）を添付してください
- ・事務所の使用権を有することを証する書類を添付してください

様式7 事務所関連

共通

様式7の1 (第6条)

事務所一覧

年 月 日現在 許可No. () 業者名 ()

	所在地	面積	機能	備考
1	〒() 電話 ()	m ²		
2	〒() 電話 ()	m ²		
3	〒() 電話 ()	m ²		
4	〒()			
5	〒() 電話 ()			
6	〒() 電話 ()	m ²		
7	〒() 電話 ()	m ²		
8	〒() 電話 ()	m ²		

事務所2か所以上の
場合

事務所の概要及び案内図

【 か所目 / か所中】 許可No. () 業者名 ()

〒()	電話 ()
所在地	常駐人数 () 人
	責任者名 ()
機能	面積 () m ²
	所有権 <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
案内図	

年 月 日現在

必須

1-(1)許可更新申請に必要な資料について

一廃

▷一般廃棄物処理業許可基準等要綱第6条第1項第6号

【様式8】

業務経歴書

⇒作成時のポイント

- ・業務経歴書の1～9の廃棄物に関する許可・登録を有している場合には許可証・登録証明書の写しを添付してください
- ・他都市の廃棄物処理業（産廃含む）の許可を有している場合には許可番号と初回許可取得を別紙に記してください。

様式 8 業務経歴書

一 廃

様式 8 (第 6 条)

業務経歴書

年 月 日現在 許可No.() 業者名()

現在の主たる業務内容		
1	横浜市一般廃棄物収集運搬業	許可番号 初回許可取得 年 月 日
2	横浜市一般廃棄物処分業	許可番号 初回許可取得 年 月 日
3	横浜市浄化槽清掃業	許可番号 初回許可取得 年 月 日
4	横浜市産業廃棄物収集運搬業	許可番号 初回許可取得 年 月 日
5	横浜市 特別管理産業廃棄物収集運搬業	許可番号 初回許可取得 年 月 日
6	横浜市産業廃棄物処分業	許可番号 初回許可取得 年 月 日
7	横浜市 特別管理産業廃棄物処分業	許可番号 初回許可取得 年 月 日
8	神奈川県廃棄物再生事業者	登録番号 登録時期 年 月 日 再生に係る 事業内容
9	他自治体の一般廃棄物 処理業許可取得状況 (自治体名を記入)	

(注 1) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の処理業を業務としている場合は、収集運搬業・処分業の別に許可を受けている自治体名、許可番号及び初回取得年月日を記載した別紙を添付してください。

(注 2) 上記の 1～9 の許可を受けている場合は、現許可証の写しを添付してください。

1-(1)許可更新申請に必要な資料について

共通

▷一般廃棄物処理業許可基準等要綱第6条第1項第7号
定款又は寄付行為の写し及び商業登記簿謄本

準備のポイント

- 交付日が申請日以前3か月以内の「商業登記簿謄本」の添付が必要です
- 定款の目的欄に一般廃棄物処理業が記載されていること
- 商業登記簿謄本の目的欄に「一般廃棄物処理業」又は「浄化槽清掃に類する業」(浄化槽)が明記されていること

1-(1)許可更新申請に必要な資料について

- ▷一般廃棄物処理業許可基準等要綱第6条第1項第8号
収集、運搬を業とする場合の必要書類

【様式9】

資源化計画書

⇒準備時のポイント

- ・ **限定許可業者は提出不要**書類です
- ・ 事業計画書（総括表、P10参照）の資源化等の表を基に作成し、品目名を転記、月搬入量を12倍し年間搬入量として記載してください

様式 9 資源化計画書

一 廃

様式 9 (第 6 条)

資源化計画書

年 月 日 許可No. () 業者名 ()

品目		収集量 (t/年)	搬入先	分別収集 の方法	整備する 帳簿・書類等	備考
古 紙	段ボール		住所 施設(業者)名		・ ・ ・	
	新聞紙		住所 施設(業者)名		・ ・ ・	
	雑誌		住所 施設(業者)名		・ ・ ・	
	OA紙		住所 施設(業者)名		・ ・ ・	
			住所 施設(業者)名		・ ・ ・	
生ごみ		住所 施設(業者)名		・ ・ ・		
木くず		住所 施設(業者)名		・ ・ ・		
		住所 施設(業者)名		・ ・ ・		
		住所 施設(業者)名		・ ・ ・		
		住所 施設(業者)名		・ ・ ・		
		住所 施設(業者)名		・ ・ ・		

限定なし

1-(1)許可更新申請に必要な資料について

共通

▷一般廃棄物処理業許可基準等要綱第6条第1項第8号
収集、運搬を業とする場合の必要書類

【様式10の1】

車庫等一覧←車庫等を2箇所以上有する場合

【様式10の2】

車庫等の概要、案内図及び配置図←必須

⇒作成時のポイント

- ・案内図が既定の枠内に収まらない場合は「別紙参照」とし、別途分かり易い地図を添付してください
- ・車庫等の写真を添付してください
- ・車庫等の使用権を有することを証する書類を添付してください

様式10の1 車庫等一覧/様式10の2 車庫等の概要、案内図及び配置図

共通

様式10の1 (第6条)

車庫等一覧

年 月 日現在 許可No.() 業者名()

	所在地	面積	収容数	備考
1	電話 ()	m ²	台	
2	電話 ()	m ²	台	
3		m ²	台	
4	事務所2か所以上の 場合			
5				
6	電話 ()	m ²	台	
7	電話 ()	m ²	台	
8	電話 ()	m ²	台	

様式10の2 (第6条)

車庫等の概要、案内図及び配置図

【 か所目 / か所中】 許可No.() 業者名()

所在地	電話	面積	所有権
	()	m ²	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無

案内図及び配置図

必須

年 月 日現在

1-(1)許可更新申請に必要な資料について

共通

- ▷一般廃棄物処理業許可基準等要綱第6条第1項第8号
収集、運搬を業とする場合の必要書類

【様式11】

運搬車両等一覧

⇒作成時のポイント

- ・所有者名と有効期間満了日の確認をお願いします
- ・車庫等欄には車庫番号を記載してください
- ・自動車検査証（記録事項）の写しを添付してください
- ・車両表示仕様書又は浄化槽清掃業等許可事務取扱要綱の別表1を参考に運搬車両等の前後左右の写真を添付してください

様式11 運搬車両等一覧

共通

様式 11 (第 6 条)

運搬車両等一覧

【 1 枚目 / 1 枚中】 許可No. (9 9 9 9) 業者名 (株式会社事廃対策)

	車両番号	所有者名	車体の形状	最大積載量	燃料	有効期間満了日	車庫等	備考
1	横浜 999 ん 9999	株式会社 事廃対策	塵芥車	2000kg	軽油	令和 6 年 1 月 2 日	1	
2	横浜 999 あ 9999	株式会社 資源循環	ダンプ	7000kg	軽油	令和 5 年 3 月 22 日	2	
3				kg				
~~~~~								
15				kg				

令和 5 年 12 月 21 日現在

(注) 「車庫等」欄には様式 10 の 1 の番号を記入すること。



# 1-(1)許可更新申請に必要な資料について

共通

- ▷一般廃棄物処理業許可基準等要綱第6条第1項第8号  
収集、運搬を業とする場合の必要書類

## 洗車設備に係る書類

### ⇒添付書類のポイント

- ・洗車設備の使用権を有することを証する書類及び外観写真

自己所有の洗車設備の場合は下記の書類を添付してください

- ・除害設備（油水分離槽）の設置等の届出書の写し
- ・除害設備内部の写真

## 1-(1)許可更新申請に必要な資料について

共通

▷横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第47条第1項  
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料

1件につき**10,000円**の申請手数料が必要です

⇒納付方法

- ・許可申請時に当課より納付書をお渡ししますので、お近くの金融機関で手数料をお支払いください

<参考> 許可証の紛失、き損、汚損による再交付申請手数料は  
5,000円です

## 1-(2)許可更新申請の添付資料の注意点について

### まとめ

- お手元の**許可証の記載事項**をよく確認してください
- **役員の方のみ**の公的書類をご提出ください
- **事務所や車庫の使用権を確認**してください
- 前回の許可更新時から登録車両の台数や車種の内訳が異なった状態で許可更新申請されることも少なくありません

## 1 - (3) 許可更新申請の申請時期について

- 標準審査期間：60日（この間に役員及び法人の欠格照会等をおこないます）
- **許可期限の60日以上前**が理想的です  
例）許可期限が令和6年3月31日の場合  
令和6年1月31日までに申請してください
- 許可期限間近になっても当課にご連絡のないことがあります  
自社で許可期限をご認識いただくようお願いいたします

## 1 -(4)許可更新申請の申請方法について

### 1. **窓口**での申請

現在、来庁予約を受付けています

### 2. **郵送**での申請

レターパック等郵便追跡ができるサービスのご利用を推奨します

### 3. **電子申請システム**での申請

別途郵便での対応が必要です

### 4. **メール**での申請は極力ご遠慮ください

## 2 変更届出時の注意点について

- (1) 変更届出申請に必要な資料について
- (2) 変更届出の添付資料の注意点について
- (3) 変更届出の申請方法について

## 2-(1)届出申請に必要な資料について

共通

### 許可申請事項変更届出の根拠は…

▷横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第23条第2

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請事項の変更)

一般廃棄物収集運搬業許可業者は、申請書に記載した事項(取扱廃棄物の種類、収集、運搬及び処分の別並びに前項に掲げるものを除く。)を変更したときは、変更した日から10日以内に、その旨を記載した許可申請事項変更届出書を市長に提出しなければならない。

▷一般廃棄物処理業許可基準等要綱第8条第2項

(許可申請事項の変更に係る提出書類)

(1) 許可申請事項変更届出書 (様式14)

(2) 申請書の添付書類等に記載した事項を変更したときは、その書類等

## 2-(1)届出申請に必要な資料について

浄化槽

### ▷浄化槽法第37条第1項

#### (変更の届出)

浄化槽清掃業者は、環境省令で定めるところにより、第三十五条第三項の申請書及び添付書類の記載事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

### ▷浄化槽法施行細則第12条第1項

#### (浄化槽清掃業に係る変更の届出)

法第37条の規定による変更の届出は、浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書（**第15号様式**）により行うものとする。



## 2-(1)届出申請に必要な資料について

共通

次の資料が必要です

▷一般廃棄物処理業許可基準等要綱第8条第2項

▷浄化槽法施行細則第12条第1項

【様式14】許可申請事項変更届出書

【第15号様式】浄化槽清掃業許可申請事項  
変更届出書

⇒作成時のポイント

- 許可証の発行日：許可証右上の日付
- 指令番号：許可証右上の番号  
例) 横浜市〇〇指令第9999号
- 業許可の内容：一般廃棄物収集運搬業  
浄化槽清掃業

横浜市資源指令第9999号  
令和5年12月1日

住 所 横浜市中区本町丁目50番10号 23階  
氏 名 株式会社事廃対策  
代表取締役 横浜 花子 様

横浜市長 山中 竹春

令和5年10月1日に申請のありました一般廃棄物収集運搬業と廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 許可番号  
第 5383 号
- 事業の範囲  
(1) 業の区分  
収集・運搬(積替え・保管を除く)  
(2) 取り扱う一般廃棄物の種類  
ごみ(横浜市が収集するものを除く)  
(上記物はいずれも有害物質を含むもの並びに腐PCB及びPCB汚染物を除く。)
- 許可期限  
令和7年11月30日
- 許可の条件  
(1) 本市に提出した事業計画書等に基づいて業を行うこと。  
(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他の関係法令を遵守すること。  
(3) 生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。
- 処理施設等の所在地  
—
- 処理施設の種類及び処理能力  
—
- 許可年月日  
新規許可年月日：平成25年12月1日  
許可更新年月日：令和5年12月1日  
変更許可年月日：令和 年 月 日  
再交付年月日：令和 年 月 日

この届出に不備があるときは、この届出があったことを知れた日の翌日から起算して3か月以内に、届出内容に事変更をすることがあります。  
この届出に不備が生ずるおそれがあるときは、この届出があったことを知れた日(届出受理をした日)に、当該事変更等についての届出があったことを知れた日の  
翌日から起算して3か月以内に、届出内容を変更して(届出内容が変更されたものとみなす)届出を再提出することができます。

# 様式14/第15号様式 変更届出書

様式14 (第8条第2項)

第15号様式 (第12条)

共通

## 許可申請事項変更届出書

## 浄化槽清掃業許可申請事項変更届出書

横浜市長

住所 横浜市中区木町六丁目50番10号 23階  
 氏名 株式会社事廃対策  
 代表取締役 横浜 花子  
 (法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
 電話 045( 671 )2511

令和5年12月21日

許可番号 ( 5383 )

(届出先)

横浜市長

令和5年12月21日

住所 横浜市中区本町六丁目50番10号 23階  
 氏名 株式会社事廃対策  
 代表取締役 横浜 花子  
 (法人の場合は、名称・  
 代表者の氏名)

令和5年4月1日横浜市指一指令第9999号で許可を受けました一般廃棄物収集運搬業について、次のとおり変更しましたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第23条第2項及び一般廃棄物処理業許可基準等要綱第8条第2項の規定により届け出ます。

令和5年4月1日横浜市環浄指令第9999号で許可を受けました浄化槽清掃業について、次のとおり変更したいので、浄化槽法第37条の規定により届け出ます。

変更内容	事項	変更前	変更後
役員の変更		代表取締役：○○ ○○	取締役：▲▲ ▲▲
変更年月日	令和5年12月21日		
変更理由	取締役：○○ ○○の退任に伴う役員変更		

変更内容	事項	変更前	変更後
役員の変更		代表取締役：○○ ○○	取締役：▲▲ ▲▲
変更年月日	令和5年12月21日		
変更理由	取締役：○○ ○○の退任に伴う役員変更		

次の書類を添付してください。

申請書の添付書類に記載した事項を変更したときは、その書類

(注意) 次の書類を添付してください。

- 1 許可証
- 2 許可申請事項の変更に伴い、添付書類の変更が生じるときは、その書類

## 2-(2)変更届出の添付資料の注意点について①

⇒作成時のポイント

【役員の変更の場合】

- ・ **新体制（全役員）の誓約書**をご用意ください
- ・ **新役員の方のみ**届出日以前3か月以内の公的書類をご用意ください（新任）  
役職変更及び退任の場合には公的書類は不要です
- ・ **届出日以前3か月以内発行**の履歴事項全部証明書をご用意ください

【名称・代表者・住所の変更の場合】

- ・ 履歴事項全部証明書等の公的書類をご用意ください
- ・ 新たな許可証の発行時に、**古い許可証と交換**します

## 2-(2)変更届出の添付資料の注意点について②

### 【車両の代替】

- **車種の変更がない場合**に必要な届出です  
例) ○ アームロール車からアームロール車への変更  
      × アームロール車から塵芥車への変更→**変更申出**
- **自動車検査証(記録事項)**及び前後左右の写真をご用意ください
- **ICカード**の書き換えが必要な場合、当課へご提出ください

### 【車庫や洗車場の変更】

- 使用権を有する書類をご用意ください
- 写真をご用意ください

## 2-(3)変更届出の申請方法について

### 1. 窓口での申請

ご来庁時には事前に予約をお願いします

### 2. 郵送での申請

レターパック等郵便追跡ができるサービスのご利用を推奨します

### 3. 電子申請システムでの申請

公的書類は別途郵便での対応が必要です

### 4. メールでの申請

公的書類は別途郵便での対応が必要です

### 3 変更申出時の注意点について

- (1) 変更申出申請に必要な資料について
- (2) 変更申出の添付資料の注意点について
- (3) 変更申出の申請方法について

### 3-(1) 申出申請に必要な資料について

#### 変更申出の根拠は…

▷横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第23条第1

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請事項の変更)

一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、申請書に記載した事項のうち、車両、船舶その他の運搬施設の種類及び数量を変更しようとするときは、**あらかじめ**、その旨を記載した許可申請事項変更申出書を市長に提出して、**承認を受けなければならない**。

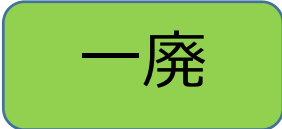
▷一般廃棄物処理業許可基準等要綱第8条第1項

(許可申請事項の変更に係る提出書類)

(1) 許可申請事項変更**申出書** (様式**13**)

(2) 申請書の添付書類等に記載した事項を変更しようとするときは、その書類等

# 3-(1) 申出申請に必要な資料について



- ▷ 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第23条第1項
- ▷ 一般廃棄物処理業許可基準等要綱第8条第1項

## 【様式13】

### 許可申請事項変更申出書

#### ⇒作成時のポイント

- 許可証の発行日：許可証右上の日付
- 指令番号：許可証右上の番号  
例) 横浜市資事指令第9999号
- 業許可の内容：  
**一般廃棄物収集運搬業**
- 車庫の概要・案内図・配置図、車両一覧表
- 自動車検査証記録事項及び前後左右の写真

横浜市資事指令第9999号  
令和5年12月1日

住 所 横浜市中区本町六丁目50番10号 23階  
氏 名 株式会社事廃対策  
代表取締役 横浜 花子 様

横浜市長 山中 竹春

令和5年10月1日に申請のありました一般廃棄物収集運搬業の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- 許可番号  
第 5383 号
- 事業の範囲  
(1) 業の区分  
収集・運搬(積替え・保管を除く)  
(2) 取り扱う一般廃棄物の種類  
ごみ(横浜市が収集するものを除く)  
(上記物はいずれも有害物質を含むもの並びに腐PCB及びPCB汚染物を除く。)
- 許可期限  
令和7年11月30日
- 許可の条件  
(1) 本市に提出した事業計画書等に基づいて業を行うこと。  
(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他関係法令を遵守すること。  
(3) 生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。
- 処理施設等の所在地  
—
- 処理施設の種類及び処理能力  
—
- 許可年月日  
新規許可年月日: 平成25年12月1日  
許可更新年月日: 令和5年12月1日  
変更許可年月日: 令和 年 月 日  
再交付年月日: 令和 年 月 日

この他に不備がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、横浜市に申請書提出をすることができます。  
この処分が取消し、変更となる場合は、この処分があったことを知った日(変更申請を受理した日)から起算して30日以内に、横浜市に申請書提出をすることができます。  
この処分が取り消し、変更となる場合は、この処分があったことを知った日(変更申請を受理した日)から起算して30日以内に、横浜市に申請書提出をすることができます。

48



## 3-(1) 申出申請に必要な資料について

▷ 一般廃棄物処理業許可基準等要綱第10条第1項

【様式17】 新規車両登録申出書

▷ ごみ処理施設等搬入事務取扱要綱第7条第2項

【第5-1号様式】 車両確認証等交付依頼書

⇒ 作成時のポイント

- ・ 車両重量：最大積載量ではありません
- ・ 搬入開始希望日：提出日から1週間以降の日付を記載してください  
例) 4月1日の提出の場合、4月8日以降
- ・ 自動車検査証記録事項及び車両の写真については  
変更申出書の添付書類と同じため、ご用意不要です

# 様式13 変更申出書

一 廃

様式13 (第8条第1項)

## 許可申請事項変更申出書

令和5年12月21日

許可番号 ( 5383 )

横 浜 市 長

住 所 横浜市中区木町六丁目50番10号 23階

氏 名 株式会社事廃対策

代表取締役 横浜 花子

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

電 話 045( 671 )2511

令和5年4月1日横浜市指一指令第999号で許可を受けました一般廃棄物収集運搬業について、次のとおり変更したいので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第23条第1項及び一般廃棄物処理業許可基準等要綱第8条第1項の規定により申し出ます。

変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	車両の増車 横浜999い9999	塵芥車：3台	塵芥車：4台
変 更 年 月 日	令和5年12月28日		
変 更 理 由	今後、新規の大口回収先が見込まれるため		

次の書類を添付してください。

申請書の添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、その書類

# 様式17新規車両登録申出書/第5-1号様式車両確認証交付依頼書

一 廃

様式17 (第10条)

## 新規車両登録申出書

令和5年12月21日  
許可番号 (5383)

横浜市長

住 所 横浜市中区本町六丁目50番10号 23階  
氏 名 株式会社事廃対策  
代表取締役 横浜 花子  
(法人の場合は、名称・代表者の氏名)  
電 話 045(671)2511

令和5年4月1日横浜市指一指令第999号で許可を受けました一般廃棄物収集運搬業に係る車両について、次のとおり新規に登録したいので、一般廃棄物処理業許可基準等要綱第10条の規定により申し出ます。

車 両 内 容	車体の形状	最大積載量	車両番号
	塵芥車	2000kg	横浜999う9999
年登 録 月 予 日 定	令和5年12月28日		
備 考			

次の書類を添付してください。

- 1 当該車両の自動車検査証の写し
- 2 当該車両の写真(斜め前方及び斜め後方、A4判台紙に貼付)

なお、この申出書は1台につき1枚です。

(第5-1号様式)

## 車両確認証等交付依頼書

横浜市長資源循環局長

令和5年12月21日

限定登録車両のみ

所在地 横浜市中区本町六丁目50番10号 23階  
TEL 045(671)2511

次のとおり車両確認証等の交付を依頼します。

車両登録番号	横浜999う9999
車両重量	4500kg
搬入開始希望日	令和5年12月28日 ~

ICカードを再発行する場合は、実費弁償の費用をご負担いただきます。  
なお、一旦納付された実費弁償の費用は、いかなる理由があっても還付しませんので、ご承ください。  
搬入開始希望日は、本依頼書の提出日から1週間以降の日付としてください。事務処理の都合上、開始日のご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 3-(2)変更申出の添付資料の注意点について

一廃

⇒作成時のポイント

【車両の増車の場合】

- ・一廃収運車両の登録数が**増加**する場合には必要な申出です
- ・新規登録車両の自動車検査証記録事項及び前後左右の写真を  
ご用意ください
- ・増車理由書（様式不問）をご用意ください

【車両の減車の場合】

- ・一廃収運車両の登録数が**減少**する場合には必要な申出です
- ・**許可番号を消した**前後左右の**写真**をご用意ください
- ・使用しなくなりました**ICカード**は**ご返却**ください

## 3-(2)変更申出の添付資料の注意点について

### 【車両の代替】

- ・ 車種の変更がある場合に必要な届出です
- ・ 前頁、車両の増車・減車時と同じ資料をご用意ください
- ・ 使用中の **ICカード** ををご用意ください

### 【増車・減車・代替の共通資料】

- ・ 様式10の1 車庫等一覧←**車庫等を2箇所以上有する場合**
- ・ 様式10の2 車庫等の概要、案内図及び配置図
- ・ 様式11 運搬車両等一覧

## 3-(3)変更申出の申請方法について

### 1. 窓口での申請

ご来庁時には事前に予約をお願いします

### 2. 郵送での申請

レターパック等郵便追跡ができるサービスのご利用を推奨します

### 3. 電子申請システムでの申請

### 4. メールでの申請

## 4 事業実績報告書等について

共通

- (1) 各種報告書の提出について
- (2) 一般廃棄物の事業実績報告書の様式  
を令和4年9月に変更しています
- (3) 注意事項

## 4-(1)各種報告書の提出について

浄化槽

許可業者は報告書を提出しなければなりません

▷浄化槽法施行細則第16条第1項

▷横浜市浄化槽清掃業等業務基準第11条

### 【施行細則第16条第1項】

前月の実績を毎月10日までに報告しなければなりません

- ・第20号様式 浄化槽清掃業務実績報告書

### 【業務基準第11条第1項第1号】

前月の実績を毎月10日まで提出すること

- ・第1号様式 浄化槽清掃等実績表
- ・第4号様式 地下排水槽等清掃業務実績報告書



## 4-(1)各種報告書の提出について

- ▷横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第31条
- ▷一般廃棄物処理業許可基準等要綱第12条

### 【規則第31条第1項】

一般廃棄物処理業許可業者は前月の実績を毎月20日までに書面にて報告しなければなりません

### 【要綱第12条第1項】

規則第31条第1項の規定による実績報告には  
様式20の1 事業実績総括報告書を提出すること

## 4-(1)各種報告書の提出について

### 【規則第31条第2項】

毎年4月分及び10月分の事業実績報告は、前記の実績報告書と全ての排出事業者ごとの実績を書面にて報告しなければなりません

### 【要綱第12条第2項】

規則第31条第2項の規定による実績報告には

様式20の1 事業実績総括報告書と

様式20の2 事業実績総告書を提出すること

## 4-(2)一廃報告書の様式変更について

一廃

### 【変更箇所等】

変更内容	新様式ほか	旧様式ほか
個別表の排出事業者の情報※	1行に表示	3行に表示
総括報告書の「処分」と「資源化等」の位置	縦置き	横置き
推奨媒体	電子ファイル	紙
提出方法	◎電子申請、 ○メール	●FAX、 △郵送、 ×窓口

※新様式へのデータ移行を行っています

## 4-(3) 報告書作成時の注意点について

一廃

### よくあるお問い合わせについて

▷ 一般廃棄物処理業許可基準等要綱第12条第1、2項

#### 【注意点等】

問合せ	回答
処理料金について	<b>一般廃棄物の収集運搬と処分に係った費用</b> をご記入ください 処理量 (kg) × ¥13/kgではありません
資源化等欄の 記載内容について	古紙、木くず、生ごみ等についてご記入く ださい びん、缶などの金属類は記載する必要はあ りません

## 5 その他伝達事項

- (1) 一般廃棄物収集運搬業  
優良事業者認定制度について
- (2) 工場別搬入上限量について
- (3) ピット転落防止対策について
- (4) 本市焼却工場での搬入物検査について

## 5-(1)一般廃棄物収集運搬業優良事業者認定

### 優良事業者認定制度と認定マークについて

▷横浜市一般廃棄物収集運搬優良事業者認定要綱

#### 【目的】

法令遵守はもとより、資源循環産業の担い手として、他の模範となる一般廃棄物収集運搬業者を優良事業者として認定しており、取組を広く紹介することで分別排出や3R活動等を推進することを目的としています。

#### 【対象事業者】

限定許可を除いた一般廃棄物収集運搬業許可業者 94者

#### 【狙い】

- ・産廃の優良事業者と同様に、自ら優良事業者であることを、積極的にPRできる
- ・認定マークの取得を希望する業者が増え、分別排出の向上や、3R活動等が今以上に活発になる

## 5-(1)一般廃棄物収集運搬業優良事業者認定



横浜市一般廃棄物収集運搬業優良事業者

### コンセプト・解説

- ・親しみやすさが出るように、角を減らしてまるっぽい印象
- ・キャラクターのモチーフはレジ袋等
- ・デザインカラーは清潔や誠実という意味の青、信頼や安心、癒しという意味で緑を使用
- ・優良という意味でオレンジ色の丸、循環するイメージで矢印を取り入れている。

- ◆ 著作権の帰属、二次利用OK
- ◆ 「優良事業者」と記載
- ◆ 翌年度以降も（年度等は変更のうえ）本デザインを使用する。

## 5-(2)工場別搬入上限量について

許可業者ごとに工場別搬入量上限があります

▷ごみ処理施設等搬入事務取扱要綱第7条第1項

【本市と許可業者との**協定**】

工場別搬入上限量は、工場の安定的な運転管理に支障をきたさないために当課が許可業者に対し指示したものです

【搬入上限量について】

各工場での搬入量を**週単位**※で**管理**しています。

(※鶴見、旭、都筑工場では月～土、金沢工場では日～土)

⇒今一度、各工場に搬入可能な量を確認してください。

【判定】

1日あたりの搬入量が上限量を超えてしまっても、同一週内で搬入量を調整すれば、搬入上限量の超過にはなりません。



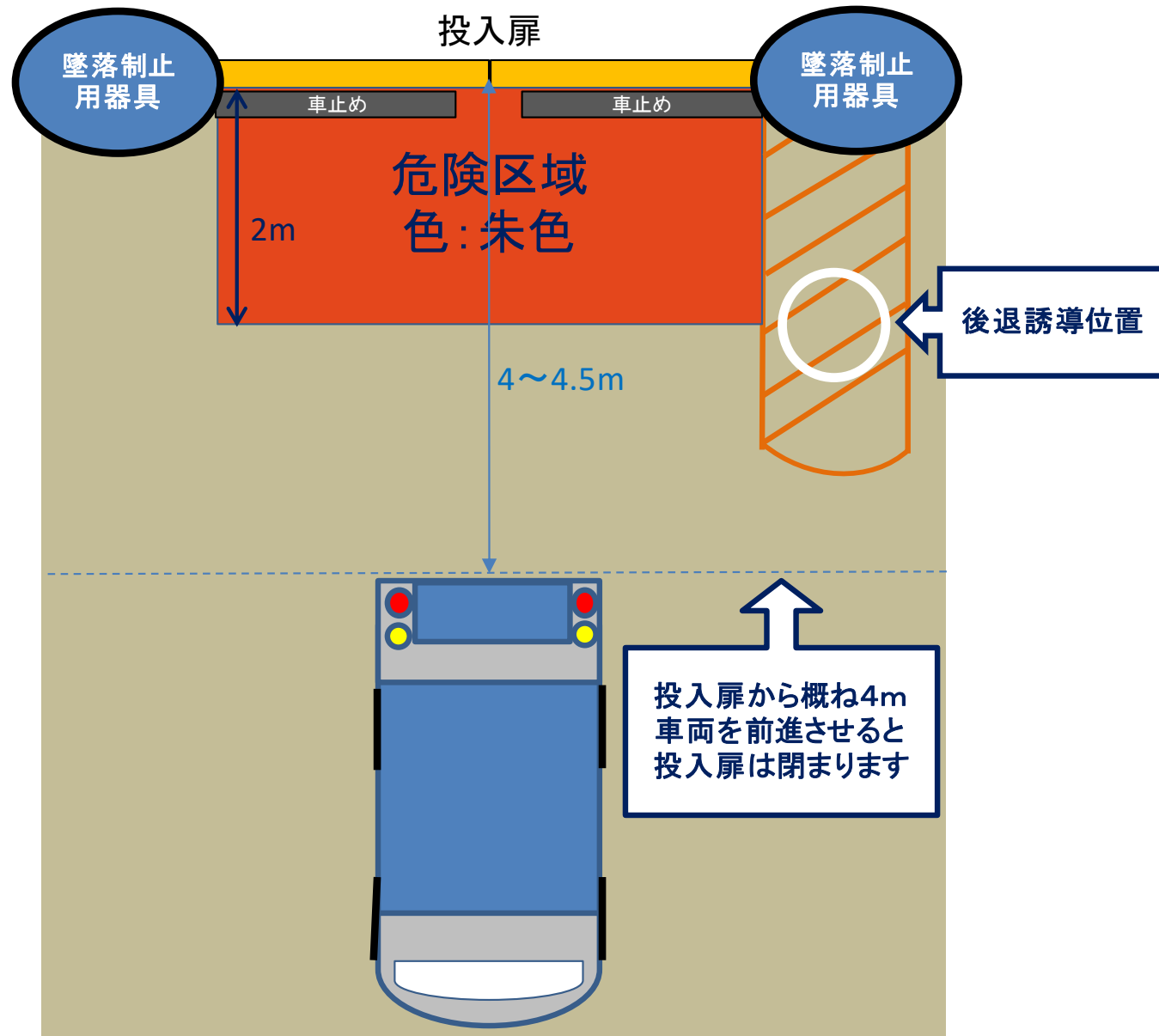
## 5-(3)ピット転落防止対策について

投入扉前での作業については、次の事項を遵守してください

### 【遵守事項】

- ・ 投入扉の両端から縦 2 m程度の範囲は「危険区域」です。
- ・ 投入扉が開いているときは、**危険区域に入らない**でください。
- ・ 作業の都合上、やむを得ず危険区域に入る場合は、備付けの「**墜落制止用器具**」**を着用**してください。

# 5-(3)ピット転落防止対策について



## 5-(4)本市焼却工場での搬入物検査について

### 金沢工場でのダンピングボックスを使用した 搬入物検査について（報告）

#### 【ご報告】

- 本市焼却工場におけるプラスチック類の搬入状況

	焼却(t)		プラスチック類	
			ごみ組成調査	ピット組成調査
	家庭系	事業系	家庭系	
令和4年度	565,853	278,706	12.5%	12.2%
令和3年度	578,970	273,094	12.0%	11.7%
令和2年度	598,514	267,824	12.2%	11.6%

## 5 – (4)本市焼却工場での搬入物検査について

金沢工場でのダンピングボックスを使用した  
搬入物検査について（報告）

### 【ご報告】

- 本年4月から6月に実施した搬入物検査について  
…プラ新法(R4.4～)の施行  
**家庭ごみでのプラ製品回収 R6.10～（R7.4 市全域）**  
➡事業系ごみに混入するプラごみも併せて対策が必要。
- 来年度以降の搬入物検査の実施方法について検討中  
➡排出事業者へのアプローチ方法も含め検討中です。  
➡排出事業者の情報提供に御協力ください。